

令和7年11月13日

各 所 属 長 殿

長野県警察本部長

年末特別警戒及び年末の交通安全運動の実施について（通達）

年末を迎えるにあたり、人の動きが活発化することに伴い、犯罪の発生や交通事故の増加等が懸念されることから、県民生活の安全と安心の確保を図るため、下記のとおり年末特別警戒及び年末の交通安全運動を実施することとしたので、各種施策を効果的に推進されたい。

記

1 期間

令和7年12月15日（月）から同月31日（水）までの間

2 スローガン

- 年末特別警戒「年の暮れ みんなでつくろう 安心のまち」
- 年末の交通安全運動「信濃路は みんなの笑顔 つなぐ道」

3 活動重点

(1) 年末特別警戒

- ア 金融機関、コンビニエンスストア等における各種犯罪の防止
- イ 電話でお金詐欺（特殊詐欺）、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止
- ウ 住宅対象強盗、各種侵入窃盗に対する警戒の強化

(2) 年末の交通安全運動

- ア 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- イ 高齢者の交通事故防止
- ウ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの遵守とヘルメットの着用促進
- エ 飲酒運転・妨害運転の根絶

4 推進事項

（略）

5 実施要領

- (1) 警察官やパトカーを可能な限り街頭に進出させて「見せる警戒」を積極的に実施すること。
- (2) 深夜帯における警戒を強化し、不審者や不審車両に対する積極的な職務質問、所持品検査を実施して、住宅侵入強盗及び各種侵入窃盗事案の防止に努めること。
- (3) 交通事故分析に基づく効果的な交通事故防止対策を推進するなど、街頭における警察活動を最大限強化すること。
- (4) 各種活動の推進に当たっては、関係機関、自主防犯ボランティア団体、交通安全関係団体、事業者等との連携を図ること。
- (5) 職員による交通事故、交通違反及び受傷事故の絶無を期すこと。

6 報告

（略）

担 当：生活安全企画課（総合犯罪防止対策室）
交通企画課（交通安全対策室）